

---

# 資料編

---



## 策定経過

日時	内容
平成 21 年 2 月	<b>松阪市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施</b> ・調査対象者 松阪市内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）1,500 人 松阪市内在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者（小学生児童調査）1,500 人
平成 21 年 7 月 16 日	<b>第 1 回松阪市次世代育成支援行動計画策定委員会</b> ○委嘱状交付 ○市長あいさつ ○委員自己紹介 ○委員長、副委員長の選出について ○松阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定について ・次世代育成支援行動計画の概要 ・後期計画策定のポイント ・今後のスケジュール ・次世代育成支援に関するニーズ調査結果の報告 ○意見交換、質疑
平成 21 年 8 月・9 月	<b>松阪市の子どもの未来を考えるワークショップ（2 回）開催</b>
平成 21 年 9 月	事業所・関係団体ヒアリング調査 市内事業所：5 事業所 子育てに関する団体等：（特）松阪子ども NPO センター、子育て支援センター、みえこどもの城
平成 21 年 10 月 1 日	<b>第 2 回松阪市次世代育成支援行動計画策定委員会</b> ○松阪市の現況について ○子どもの未来を考えるワークショップの結果報告について ○事業所・関係団体ヒアリング調査の結果報告について ○後期計画の基本的な考え方について
平成 21 年 11 月 26 日	<b>第 3 回松阪市次世代育成支援行動計画策定委員会</b> ○松阪市次世代育成支援行動計画（素案）の協議について
平成 21 年 12 月 22 日	<b>第 4 回松阪市次世代育成支援行動計画策定委員会</b> ○松阪市次世代育成支援行動計画（素案）の協議について
平成 22 年 1 月 21 日	<b>第 5 回松阪市次世代育成支援行動計画策定委員会</b> ○松阪市次世代育成支援行動計画（素案）の協議について
平成 22 年 3 月	<b>松阪市次世代育成支援行動計画【後期計画】（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施</b>
平成 22 年 3 月 16 日	<b>第 6 回松阪市次世代育成支援行動計画策定委員会</b> ○意見公募（パブリックコメント）の結果とその対応について ○松阪市次世代育成支援行動計画（素案）の協議について

# 松阪市次世代育成支援行動計画策定委員会規則

平成 21 年 3 月 27 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく松阪市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、行動計画の策定について検討を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育、保健、医療又は福祉に関する団体及び機関の代表者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から行動計画策定の日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、第 3 条に規定する委員のほか、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を述べさせ、又は必要な書類を提出させることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、松阪市福祉事務所こども未来課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 松阪市次世代育成支援行動計画策定委員名簿

	氏名	所属・役職等
委員長	新川 泰弘	三重中京大学短期大学部准教授
副委員長	鈴木 貞美	松阪市主任児童委員
委員	長谷川 恵理	松阪市 PTA 連合会幼稚園部長
委員	村林 けい子	松阪市駅部田保育園保護者会会長
委員	玉置 芳人	松阪市 PTA 連合会顧問
委員	小辻 和子	松阪市立東黒部幼稚園教諭
委員	高島 徹	若葉保育園長
委員	川井 正洋	松阪市立幸小学校教諭
委員	笹尾 幸雄	ささおこどもクリニック院長
委員	堀 まり	松阪市放課後児童クラブ連絡協議会書記
委員	前嶋 敏文	みえこどもの城副館長
委員	大門 公子	(特) 松阪子ども NPO センター理事長
委員	丸山 明美	三重県松阪保健福祉事務所地域保健課主査
委員	中川 秀躬	松阪商工会議所理事兼事務局長
委員	瀬田 正子	松阪市障害者団体連合会役員
委員	中川 とし子	松阪市母子寡婦福祉会会計
委員	中小原 一代	公募による市民の代表者
委員	田中 穰	公募による市民の代表者
委員	中川 佳久	公募による市民の代表者

# 用語解説

---

---

## か～こ

### かかりつけ医

---

家族全員に対して、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談など行える医師。

### 学校評議員制度

---

保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くための制度。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができる。

### 合計特殊出生率

---

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を指す。現在の人口を維持するためには、2.08が必要とされている。

### 子育てサークル

---

子どもの育児をしている親同士が楽しく子育てができるように、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成されたグループ。

## さ～そ

### 次世代育成支援対策推進法

---

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を行う、「次世代育成支援対策」を国、地方公共団体、企業が一体となって進めるための法律。

### 児童センター（児童館）

---

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。

### 少子化

---

合計特殊出生率によって表される1人の女性が一生のうちに生む子どもの数が、人口の単純生産に必要な数値「2.08」以下になることをいう。

## 食育

---

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成をいう。食生活の多様化に伴い、子ども1人で食事する孤食、家族と一緒に食事をして一人ひとりの食事の内容が違う個食がある。そこで、正しい食習慣形成や健全な親子関係を支援し、食べ物を大切にする心や食事の重要性について親子で認識できるように厚生労働省は、平成15年度新規事業として推進している。

### た～と

#### 男女共同参加社会

---

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会をいう。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うこととされている。

### は～ほ

#### バリアフリー

---

障壁となるものを除去し、障がいを持つ人が安心して暮らせるようにすること。

### ま～も

#### 民生委員・児童委員

---

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣の委嘱を受けて地域の福祉増進のため活動する。児童福祉法による児童委員も兼ねている。

### や～よ

#### ユニバーサルデザイン

---

障がい者、健常者を問わず誰でもが使用でき、使用しやすい商品のデザインについて言われる言葉。もともとは、1990年にアメリカのノースカロライナ州立大学School Design Center for Universal Design Directorのロナルド・メイス氏により総称的、包括的にまとめられた概念で、製品の設計、デザインする場合、障がいを理由に特別の対応をするのではなく「できる限り最大限すべての人に利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」とされている。

## わ～を

### ワークショップ

---

「ワークショップ(Work Shop)という言葉は、「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味している。それが、住民参加のまちづくりなどで、「講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする双方向的な学びと創造のスタイル」といった現代的な意義をえて、様々な分野で行われている。

### ワーク・ライフ・バランス

---

「ワーク・ライフ・バランス」の定義として定まったものはないが、一般的には性別や年齢に関係なく、労働者の仕事と生活全般のバランス（調和）をとろうとする考え方。「生活」の中には、子育てや家庭生活はもちろん、地域コミュニティでの活動や個人のキャリアアップなど幅広い活動が含まれている。



# 前期計画施策評価の状況

前期計画に対する達成度を《S、A、B、C》の4段階で評価

※達成度の目安：数値目標に対して…S：120%以上、A：120～80%、B：80～50%、C：50～0%

## 基本目標1 地域のみんで支える子育て家族

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 地域における子育て支援サービスの充実	1-(1)-①	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)	S	こども未来課
	1-(1)-②	ファミリーサポートセンター	A	こども未来課
	1-(2)-①	放課後児童健全育成事業	S	こども未来課
	1-(2)-②	ショートステイ	S	こども未来課
	1-(2)-③	幼稚園預かり保育	A	教育総務課
	1-(2)-④	幼保一元化の推進	B	こども未来課 (教育総務課)
	1-(3)	子育て支援センター	S	こども未来課
	1-(4)	相談機能の強化	S	こども未来課
2. 保育サービスの充実	1-(5)	育児講座	B	いきがい学習課
	2-(1)	保育所定員	B	こども未来課
	2-(2)	延長保育事業	S	こども未来課
	2-(3)	休日保育事業	S	こども未来課
	2-(4)	一時保育及び特定保育事業	A	こども未来課
3. 子育て支援のネットワークづくり	2-(5)	保育事業の評価	C	こども未来課
	3-(1)	子育てネットワークの整備	B	こども未来課 (健康推進課、 学校支援課)
	3-(2)	情報提供体制の強化	B	こども未来課 (健康推進課、 学校支援課)
	3-(3)	子育て情報拠点の整備	B	こども未来課 (教育総務課)
4. その他	3-(4)	子育てグループ、団体間の交流促進	B	こども未来課
	4-(1)	世代間・異年齢児との交流	A	こども未来課 (教育総務課、 学校支援課)
	4-(2)	園庭・園舎の開放	S	こども未来課 (教育総務課)
	4-(3)	民生委員児童委員活動の充実	A	福祉課
	4-(4)	外国籍を持つ親子の支援	A	こども未来課 (政策課、健康 推進課、学校教育課)

## 基本目標2 子どもの成長と自立を支えるまちづくり

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 児童の健全育成	1-(1)	青少年健全育成団体等の整備	A	いきがい学習課
	1-(2)-①	既存施設を利用したキッズルーム等の設置	C	こども未来課
	1-(2)-②	中学生・高校生の居場所づくり (再掲)	C	いきがい学習課
	1-(2)-③	体験学習の場の整備	B	いきがい学習課
	1-(3)-①	教育・啓発活動	A	学校支援課
	1-(3)-②	青少年非行の防止及び立ち直りの支援	S	いきがい学習課(学校支援課)
	1-(4)	引きこもり及び不登校への対応	S	学校支援課
2. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	2	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A	いきがい学習課
3. 子ども会活動の支援	3	子ども会活動の支援	A	いきがい学習課

## 基本目標3 母と子の健やかな暮らしづくり

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 子どもや母親の健康の確保	1-(1)	母子健康手帳交付時の指導と相談	A	健康推進課
	1-(2)	妊産婦訪問指導	A	健康推進課
	1-(3)	新生児訪問指導	A	健康推進課
	1-(4)	妊婦・乳幼児健康診査	A	健康推進課
	1-(5)	両親学級・育児学級	A	健康推進課
	1-(6)	各種予防接種の実施	A	健康推進課
	1-(7)	学校保健法による健康診査等	A	体育保健課
2. 「食育」の推進	2-(1)	食育の推進	A	健康推進課(こども未来課、体育保健課)
	2-(2)	地産地消の推進	A	体育保健課(こども未来課)
	2-(3)	体験学習・調理実習の充実	A	学校支援課
3. 思春期保健対策の充実	3-(1)	性教育	A	体育保健課
	3-(2)	たばこ・アルコール・薬物に関する教育	A	体育保健課
	3-(3)	思春期保健事業	A	体育保健課
4. 小児医療の充実	4-(1)	小児医療の充実	B	健康推進課
	4-(2)	周産期医療の強化	A	健康推進課
	4-(3)	乳幼児医療費助成	A	福祉課
	4-(4)	小児救急法講習会	A	こども未来課

#### 基本目標 4 いきいきとした、楽しい学びの環境づくり

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 児童の人権の確保	1	児童の人権の確保	A	人権まなび課
2. 次代の親の育成	2	次代の親の育成	A	学校支援課
3. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	3-(1)	確かな学力の向上	A	学校支援課
	3-(2)	豊かな心の育成	A	学校支援課 (いきがい学習課)
	3-(3)	健やかな体の育成	A	体育保健課
	3-(4)	信頼される学校づくり	A	学校支援課
	3-(5)	学校施設整備	A	教育総務課
	3-(6)	交流事業の充実	A	学校支援課
4. 家庭や地域の教育力の向上	4-(1)	家庭教育への支援の充実	B	いきがい学習課 (健康推進課、こども未来課、学校支援課)
	4-(2)	子育てサポーター事業の推進	C	こども未来課
	4-(3)	地域の教育力の向上	A	体育保健課
	4-(4)	スポーツクラブ等の整備	B	体育保健課

#### 基本目標 5 子育てしやすい生活環境づくり

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 良質な住宅の確保	1	良質な住宅の確保	C	住宅課
2. 良好な居住環境の確保	2	良好な居住環境の確保	B	土木課 環境課 (上下水道総務課、農村整備課)
3. 安全な道路交通環境の整備	3	安全な道路交通環境の整備	A	安全防災課 (土木課)
4. 安心して外出できる環境の整備	4-(1)	公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	B	政策課 (各課)
	4-(2)	子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	A	こども未来課 (各課)
	4-(3)	子育て世帯への情報提供	A	こども未来課
5. 安全・安心まちづくりの推進等	5-(1)	防犯施設の整備	A	安全防災課
	5-(2)	公共施設の安全対策	A	安全防災課

#### 基本目標 6 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	B	こども未来課 (商工観光課)
2. 仕事と子育ての両立の推進	2	仕事と子育ての両立の推進	A	こども未来課
3. 男女共同参画社会の形成	3	男女共同参画社会の形成	C	男女共同参画室

## 基本目標7 子どもたちを危険から守るまちづくり

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1-(1)	交通安全教育の推進	A	安全防災課(学校支援課、教育総務課、こども未来課)
	1-(2)	交通安全団体の支援	A	安全防災課(学校支援課、教育総務課、こども未来課)
	1-(3)	チャイルドシートの正しい使用の徹底	A	安全防災課
2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	2-(1)	防犯対策	A	安全防災課(学校支援課、こども未来課)
	2-(2)	自主防犯グループの育成	A	安全防災課
	2-(3)	防犯講習の実施	A	安全防災課
	2-(4)	子どもを守る家の支援	A	安全防災課
3. 防災活動	3	防災活動	B	安全防災課(学校支援課)
4. 被害に遭った子どもの保護の推進	4	被害に遭った子どもの保護の推進	B	安全防災課(学校支援課、こども未来課)

## 基本目標8 要保護児童への適切な対応

	体系番号	事業・施策	達成度	担当課
1. 児童虐待防止対策の充実	1-(1)-①	要保護児童対策地域協議会	A	こども未来課
	1-(1)-②	地域や民間の参加促進	A	こども未来課
	1-(2)	早期発見、早期対応	A	健康推進課
	1-(3)	相談機能の強化	A	こども未来課
	1-(4)	母親の支援	A	こども未来課
2. 母子家庭等の自立支援の推進	2-(1)	母子家庭の支援	A	こども未来課
	2-(2)	父子家庭の支援	A	こども未来課
	2-(4)	ひとり親家庭等への中学校卒業祝い金支給事業	A	こども未来課
3. 障がい児施策の充実	3-(1)	早期発見・早期療育	A	健康推進課(体育保健課)